

# 仕 様 書

- 1.件 名 盛岡地方気象台受水槽清掃
- 2.履 行 場 所 盛岡市山王町7番60号 盛岡地方気象台
- 3.履 行 期 限 令和8年10月30日(金)
- 4.特 記 事 項
- (1) 水槽(貯水容量8.0m<sup>3</sup>)内の清水を揚水後、底部に滞留する清水は、洗浄専用ポンプを使用して排水を行うこと。
  - (2) 清掃はブラシ又は高圧洗浄機を用い、十分に水洗いを行うこと。
  - (3) 水槽内に堆積する汚泥等は除去清掃し、水洗いのうえ清潔な布で拭き取ること。又、汚泥等の廃棄物は適切に処理すること。
  - (4) 水槽内部のバルブ・ボールタップ等点検整備を行うこと。
  - (5) 水槽内の消毒は、次亜塩素酸ソーダ等必要な薬剤により完全に殺菌すること。
  - (6) 清掃作業を行う者は、健康状態が良好であり、当日下痢など異常のある者には行わせてはならない。水道法第21条及び水道法施行規則第16条に基づく健康診断結果を監督職員に提出すること。
  - (7) 作業服は清潔で消毒したものを着用し、現場にて着替えを行うこと。
  - (8) 入槽者は、手・靴の消毒を行うこと。
  - (9) 水質検査(一般細菌、大腸菌、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩化物イオン、有機物(全有機炭素(TOC)の量)、pH値、味、臭気、色度、濁度、残留塩素)を行うこと。
  - (10) その他、仕様に明記のないもので当然必要なものは受注者にて行い、疑義を生じた場合は監督職員と協議のうえその指示によること。
- 5.監 督 発注者が任命する監督職員により、本仕様書等の内容に適合するか否かについて、監督を行う。
- 6.検 査 発注者は、給付確認のため、発注者が任命する検査職員により検査を実施する。
- 7.そ の 他
- (1) 請負代金については、履行検査終了後、適法な請求書(年1回)を受理した日から30日以内に支払う。
  - (2) 本業務は本仕様書によるほか、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務共通仕様書」(最新版)及び関係諸法規によること。
  - (3) 作業にあたっては、事前に実施日時について監督職員の承認を得ること。
  - (4) 作業終了後、作業報告書及び工程写真を1部、監督職員へ提出すること。